

1 はじめに

(国の経済情勢と予算編成動向)

我が国の経済は、平成15年度から平成18年度にかけて実質GDPで2%台の伸びを続けてきましたが、平成19年度には1.6%の伸びに鈍化し、本年度はエネルギー・原材料価格高や輸出の増勢鈍化等を背景に一層減速しているといわれています。また、先行きについても、アメリカにおける金融不安や株式・為替市場の変動等から、さらに下振れするリスクがあります。

このような中、国の平成21年度予算は、「基本方針2008」を踏まえ、引き続き歳出・歳入一体改革を徹底することとされています。これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する方針です。

地方財政に関連しては、先日総務省より「平成21年度地方財政収支の8月仮試算」が示されました。この中では、歳入のうち地方税に地方交付税等を加えた一般財源総額は0.6%減と見込み、特に地方交付税は3.9%減となっています。歳出面では、「基本方針2006」の削減目標に従い、歳出規模は0.8%減の82.8兆円程度に見込んでいます。具体的には社会保障費は増加する一方、公債費は近年の投資的経費の抑制を踏まえ減少する見込みであり、給与関係経費や投資的経費も削減するといった非常に厳しい内容です。

(久留米市の財政推計の状況)

平成21年度の久留米市財政の見通しにつきまして、歳入の根幹となる市税は、収納率向上に懸命に取り組んでおりますが、景気減速による法人市民税及び家屋評価替えによる固定資産税の悪化見込み等により、前年度財政計画比14.7億円減という見込みです。また、地方交付税についても総務省8月仮試算が示すとおり減少する見込みとなっており、歳入一般財源トータルでは、前年度計画比26億円減という非常に厳しい推計結果となっています。

歳出面におきましても、久留米市新行政改革行動計画に基づく削減・効率化を進めていますが、退職手当、扶助費などの義務的経費や高齢化の進行に伴う特別会計繰出金の増加が見込まれるため、その結果政策経費への充当可能な一般財源は大幅に減少するという深刻な見込みとなっています。

(財政状況の現状認識について)

平成19年度決算からみた久留米市の財政状況は、経常収支比率（財政構造の弾力性を測る指標）について、平成17年度90.5%に対し、平成18年度では93.7%、平成19年度では95.9%とこの2年間で一気に5.4ポイント悪化しています。これは主に、税等（所得譲与税、地方特例交付金、減税補てん債を含む）の減、地方交付税の削減、退職手当や繰出金の増などが要因です。

今後を見通しましても、退職手当は平成22年度に団塊世代の定年退職者のピークを迎えるまでは増加の一途をたどりその後も高水準で推移する見込みであり、公債費も今後の借入れを一定の条件で推計しますと平成26年度まで増加し、扶助費や繰出金の増傾向も変わりありません。また、地方交付税に関しましては、「合併補正」（合併後5ヵ年臨時的に措置）、「合併算定替」（合併後10ヵ年措置しその後5ヵ年で通減）という合併に係る財政支援措置の適用期限を迎えることとなります。

このように、今後は経常収支比率の悪化を認識した上で、強い危機感をもってその改善に取り組まなければならないと思います。具体的には、一層厳しくなると見込まれる歳入環境に対応するために、新行政改革行動計画の実行とともに事業仕分けによる市民サービスを含めた経常的経費の見直しを徹底的に行う必要があります。

(平成21年度決算時における主要4基金取崩しゼロに向けた取組み)

また、近年の久留米市の財政は基金を活用した運営を行っています。平成19年度決算においては26.1億円の基金取崩し(内、主要4基金取崩し11.7億円)を行っている状況です。平成19年度末の基金残高は163.1億円で、平成19年度のペースで取崩せば単純計算では6年間で基金が枯渇します。しかも基金残高の中には、取崩ができないもの(現金ではないもの、地方債により基金造成しているもの等)が含まれており、活用可能な基金残高はさらに限られます。

このような状況の中、久留米市は、今後とも持続可能な財政運営を図っていくため、平成21年度決算時における主要4基金の取崩しをゼロとする目標を掲げています。平成20年度財政計画では主要4基金の取崩しを32億円計上しておりますが、平成21年度は、基金への依存度を可能な限り縮減し決算時の取崩しをゼロにする取組みが最優先の課題です。

このため、平成21年度予算編成は、経常収支比率の改善努力と併せて、基金取崩しゼロの実現を図る重要な業務であると強く認識していただき、各部におかれましては予算編成作業に臨まれるにあたり、事業仕分けの取組み、事業の優先順位や実施時期の調整、財源の重点的効率的配分、行政改革の一層の推進、コスト意識のもとに手法・単価・規模等の再積算、事業一件ごとの徹底的な精査・見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 歳入について

現在、歳入確保対策本部を設置し、新行政改革行動計画の方針に基づき、収納率の向上・受益と負担の適正化・新たな財源確保を目指し、総合的な歳入確保対策を推進しているところである。非常に厳しい財政状況であることを認識し、歳入確保対策本部の取組みとともに、次の点に十分留意しながら歳入の確保に努めること。

(1) 市税

- 経済情勢の推移、個人所得の動向及び税制改正の動向等に十分注意し、適切な税収の見積りとその確保に努めること。
- 法人市民税については、地域における経済の実勢・産業構造の特殊性等を踏まえ、業種間・企業間の業績の差異等も十分勘案すること。
- 収納率の向上にあたっては、先進事例・手法等の調査を行うとともに、その適用を図ることにより着実な推進に努めること。

(2) 税外収入

- 使用料・手数料及び負担金等については、対象事務の見直しを図るとともに、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則のもと、必要となるコストの精査を行い、受益者負担が必要と認められるものについては、その適正化を図ること。
- 税外収入についても、受益者負担の公平性の観点からも収納率の向上に努めること。
- 国等において徴収基準が定められているものについては、的確に見直しを行うこと。
- 遊休地の積極的処分や市有財産の貸付等による活用、その他新たな手法の検討などに努めること。

(3) 広告事業収入

- 市が発行する印刷物及び市が保有する資産を広告媒体として活用し、企業等の広告掲載による財源確保に取り組むことにより、市民サービスの向上を図るものとする。
- 各部局における積極的な取組みにより確保する広告事業収入は、企画財政部と協議を行い当該部局に枠配分された一般財源枠に加算する。

(4) 国・県補助金等

- 関係機関と密接な連携を図り、その動向と内容については的確な把握に努めること。
- 特に、平成21年度の国の概算要求基準においても、成長力の強化、低炭素社会の構築、安心できる社会保障、質の高い国民生活の構築等のうち、緊急性や政策効果が特に高い事業に対して重点配分するため、「重要課題推進枠」が新設されているので、その情報を把握し財源確保に努めること。ただし、新たに活用を図る際は、将来の財政負担が生じないように留意すること。

(5) 地方債

- 地方債の借入れは将来の財政負担の増加を伴うため、交付税措置の高い有利な起債を活用するなど節度ある運用に努めること。
- 公債費の負担が本市の財政状況を圧迫している状況を十分に踏まえ、安易に地方債財源に頼らないこと。
- 各々の事業の起債充当率について平成21年度充当率が確認できないものについては、平成20年度の通常充当率で要求すること。
- 合併特例債を充当する事業は、主要事業及び充当済の継続事業のみとする。

3 歳出について

平成21年度決算時における主要4基金取崩しゼロの目標を踏まえ、すべての経費についてコスト意識のもとに手法・単価・規模等を十分精査し、創意と工夫を行い、行政の簡素・効率化を一層推進するものとし、具体的には次の方針により予算要求を行うこと。

特に経常的経費については、経常収支比率が悪化している状況を踏まえ、事務事業の執行方法を根本から見直し、徹底した節減に努めること。

(1) 政策事業、その他事業（枠配分事業）

- 枠配分額の算定にあたっては、既存経費の見直しを一層徹底するため、対前年度マイナス10%で算定している。なお、前年度に引き続き本年度も取り組んでいる事業仕分けの視点で精査を行うとともに、その効果を予算要求に反映させること。
- 補助金については、対前年度同額で枠配分額を算定している。これは、別途提出を求める補助金調書により一件査定事業に準じた査定を行うこととしているので、(5)の視点で精査を行い、要求すること。
- 後日特殊要因協議を行うこととするが、真にやむを得ない事項に対象を限定する。

(2) 標準経費

- 対前年度マイナス配分、特殊要因協議については、(1)と同様の方針である。
- 現下の財政状況を踏まえ、要求書の提出にあたっては、事業一件ごとの徹底的な精査見直しによる既存経費の縮減に努めること。

(3) 戦略事業、主要事業、政策事業（一件査定事業）

- 「平成21年度実施計画ローリング案の提出について」の「4. 実施計画の調整・要求の視点」及び「8. 財政限度枠」を参照すること。
- 本年度は、特別職による要求内容のヒアリングを実施することとしており、前年度内容を安易に踏襲することなく、各部において緊急性・必要性・効果性等を踏まえ、事業の優先順位を明確にして要求すること。

(4) 委託料

- 議会の行財政改革調査特別委員会の提言を踏まえ、全ての委託業務について必要性・効率性、内容を点検し、委託の効果的な活用促進を図る業務、安易に委託を必要としない業務を区分・精査の上要求すること。
- 実質人件費に準じる経費についても、必要性・効率性等を十分精査の上要求を行うこと。

(5) 補助金

- 補助金については、行政目的を達成するために地域の団体や個人の協力を得て効率的・効果的に事業を遂行する上で、重要な役割を果たしている。しかし、厳しい財政状況の現状では、補助金の廃止・統合を含めた抜本的な見直しが喫緊の課題である。行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、変化に沿った新たな視点での見直しが必要な時期に来ている。
- よって、全ての補助金事業の公益性、効率性、公正・公平性、優先性、必要性及び補助効果を十分精査し、以下の視点到に留意し、要求を行うこと。
 - ① ゼロベースからの積上げを基準として、目的及び必要性を再確認すること
 - ② 受益者負担のみならず納税者の視点からの検証も十分行うこと
 - ③ 用途及び効果を再点検し、更なる補助基準の明確化を行うこと
 - ④ 補助率1/2を超える高率補助金について、補助率の縮減を検討すること
 - ⑤ 補助団体等の決算において、多額の繰越金があるものについては縮減を検討すること
 - ⑥ 補助団体等の財政状況を精査し、予算に占める比重が少ない補助金について、廃止の方向で検討すること
 - ⑦ 補助金・交付金の要求にあたっては、交付要綱等が定めておくこと

○補助金調書

平成18～23年度まで、現行補助金ごとに額の増減について、また、その主な理由について整理し、別添調書を作成し、予算要求書と併せて提出すること。

※調書については、特別職ヒアリングの対象となる場合あり

(6) 繰出金

- 特別会計は、「特定の事業を行う場合」「その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して整理する必要がある場合」に設置するものであり、事業に伴う使用料収入などにより、その経費に充てるという独立採算制が重視されている。このため、一般会計からの繰出金については、国の繰出基準や法令、各事業のもつ公益性などに基づいて算出されている。
- 現在行っている「特別会計財政健全化の取組み」に基づき、徹底した事務事業の見直し、適正な使用料設定などにより、繰出金の縮減を図ること。(4 その他の留意事項 (2) 特別会計財政健全化の取組みを参照)

4 その他留意事項

(1) 行政改革の取組みについて

- 平成21年度は「久留米市新行政改革行動計画」の最終年度であることを踏まえ、各部・室・総合支所で設定している項目の目標達成に向けた取組みを徹底するとともに、その内容に即した予算編成を行うこと。
- また、予算編成にあたっては、事業仕分けの対象となった政策事業以外の事務事業についても、「市の関与のあり方に関する点検基準」を活用することなどにより、市の関与の必要性や程度・水準の妥当性など事業の要・不要の段階まで踏み込んだ検討を行うこと。

(2) 特別会計財政健全化の取組みについて

- 8月に「平成20年度特別会計財政健全化の取組みについて」の市長ヒアリングを行い、新年度予算編成に向けた課題抽出等を行ったところである。この課題整理方針を踏まえ予算要求を行うこと。
- 今回の予算要求対象範囲は、内部管理経費・施設維持管理経費・建設改良費・公債費等とする。なお、人件費・保険給付費・医療給付費等の要求については、要員協議・決算見込の動向を踏まえ、後日改めて通知する。

(3) 公共工事のコスト縮減並びに平準化

- 公共工事については、「公共事業コスト縮減新行動計画」の実践に沿ったコスト縮減を図ること。
- 他市事例等を踏まえ、単価、規模等の再点検を行い、徹底したコスト縮減を図ること。
- 公共工事の年度内平準化の観点から、より効率的な公共工事を施工するため、必要に応じ、当初より繰越明許費、債務負担行為の設定を行うものとする。

(4) 土地開発公社利用

- 土地開発公社の利用にあたっては、土地取得依頼手続きの適正化、長期保有土地の解消、用途不明確な土地の解消などに十分留意した上で公社利用計画を策定すること。
- 詳細については、「土地開発公社利用実施計画表について」を参照のこと。

(5) 外郭団体への助言・調整

- 外郭団体等を所管する部局にあつては、各団体毎に策定している「経営改革プラン」に沿って、当該団体の設置者としての役割、責務を十分に認識し、事務事業の助言・指導に当ること。
- 特に、市における厳しい財政状況を踏まえ、各団体で保有している独自の財源を最大限活用する等、補助金等市からの財政支出の圧縮を図る取組みを行うとともに、本年12月から施行される公益法人制度改革関連3法に対応した抜本的な見直しを進めること。

(6) 指摘事項等の取扱い

- 常任委員会・予算審査特別委員会・決算審査特別委員会等、議会の審議内容を十分踏まえるとともに、監査委員の指摘事項についても十分検討し適切に対処すること。

(7) 予算要求事項の変更等

- 予算要求書提出後において、やむを得ずその内容を変更する必要がある場合には速やかに財政課と協議すること。

(8) 新規事業の取扱い方針

- 新規事業の要求は、当該部局における事業の整理・見直しによる財源の捻出及び「平成21年度実施計画ローリング案の提出について」の「4. 実施計画の調整・要求の視点」の基準を前提に事業調整され、要求を行うこと。
- なお、平成21年度においては、国県と協議調整を終了しているもの、政策的に優先される施設等を除き、原則として新規施設整備の工事着手は凍結する。

(9) 建築等工事・文化財発掘調査を伴う事業

- 都市建設部受託を想定した建築・土木・緑化工事等、文化財発掘調査を想定した工事等については関係部局と十分事前協議を行うこと。

(10) 総合支所との連携について

○総合支所検討会議において平成18年3月に策定された「総合支所課題改善案」で示されたとおり、予算編成事務については、効率的な運用を前提に、各部局と総合支所との十分な意思疎通と合意形成を図って取り組むこと。具体的には、各部局は各地域の状況を把握・分析するとともに、総合支所との十分な意見交換を行い、総合支所は、各部局における全市のな方針や財政状況を踏まえること。

(11) 事務事業統一化作業について

○平成20年5月23日付20地第4号により、平成21年度に向けて実施した事務事業の統一化に係る調査の内容に基づき、各総合支所と十分な調整を図り対処すること。

○「事業仕分け」の整理結果及び諸事情の変化により、上記事務事業の統一化に係る調査内容の変更が必要となる場合は、地域政策課と事前協議のうえ対処すること。

(12) 地域振興基金事業の予算要求

○地域振興基金を活用する予定の事業については、「平成21年度実施計画ローリング案の提出について」の「5. 地域振興基金の活用」を参照のこと。

(13) 要員等について

○要員については、新行政改革行動計画及び第6次定員管理計画に基づき、平成22年4月1日までに110名の純減を行うことから、徹底した業務執行体制の見直しを図り、目標の達成に努めるとともに、技能労務職の職種変更や職域拡大をはじめとする職種の枠を超えた人材の有効活用を図るものとする。

○嘱託職員、任期付非常勤職員、臨時職員等の非常勤職員については、正規職員と同じ基準で十分に業務分析を行い、まず業務の見直しや部内及び課内の流動体制等を検討したうえで、真にやむを得ない場合のみ予算要求を行うこと。

○時間外手当については、中核市移行後における各種事務事業の遂行に伴う業務繁忙も想定されるが、新行政改革行動計画に掲げている縮減目標の達成に努めるとともに、時間外勤務を前提とした事業計画としないこと。

(14) 事務スケジュール

○「平成21年度通常予算編成事務計画表」を参照のこと。

平成21年度予算編成説明会資料（参考）
～国の財政～

1. 国債残高の状況（発行額…当初予算、残高・国債費…H18まで実績、H19、20は見込み）（億円：％）

年度	公債発行額	左のうち特例 公債発行額	残高	国債費	国債費／ 一般会計
9	167,070	74,700	2,579,875	168,023	21.7
10	155,570	71,300	2,952,491	172,628	22.2
11	310,500	217,100	3,316,687	198,319	24.2
12	326,100	234,600	3,675,547	219,653	25.8
13	283,180	195,580	3,924,341	171,705	20.8
14	300,000	232,100	4,210,991	166,712	20.5
15	364,450	300,250	4,569,736	167,981	20.5
16	365,900	300,900	4,990,137	175,686	21.4
17	343,900	282,100	5,269,279	184,422	22.4
18	299,730	244,890	5,317,015	187,616	23.5
19	254,320	202,010	5,466,725	209,988	24.3
20	253,480	201,360	5,533,118	201,632	25.3

2. 平成21年度概算要求の状況

◎概算要求基準

- ・公共投資関係費 前年度当初予算費 △3%
- ・裁量的経費 前年度当初予算費 △3%（科学技術振興費等除く）
- ・社会保障関係費 8,700 億円の自然増を 2,200 億円圧縮
- ・重点課題推進枠加算 3,300 億円

◎概算要求額 86兆1,326億円（前年度予算比 3.7%増）

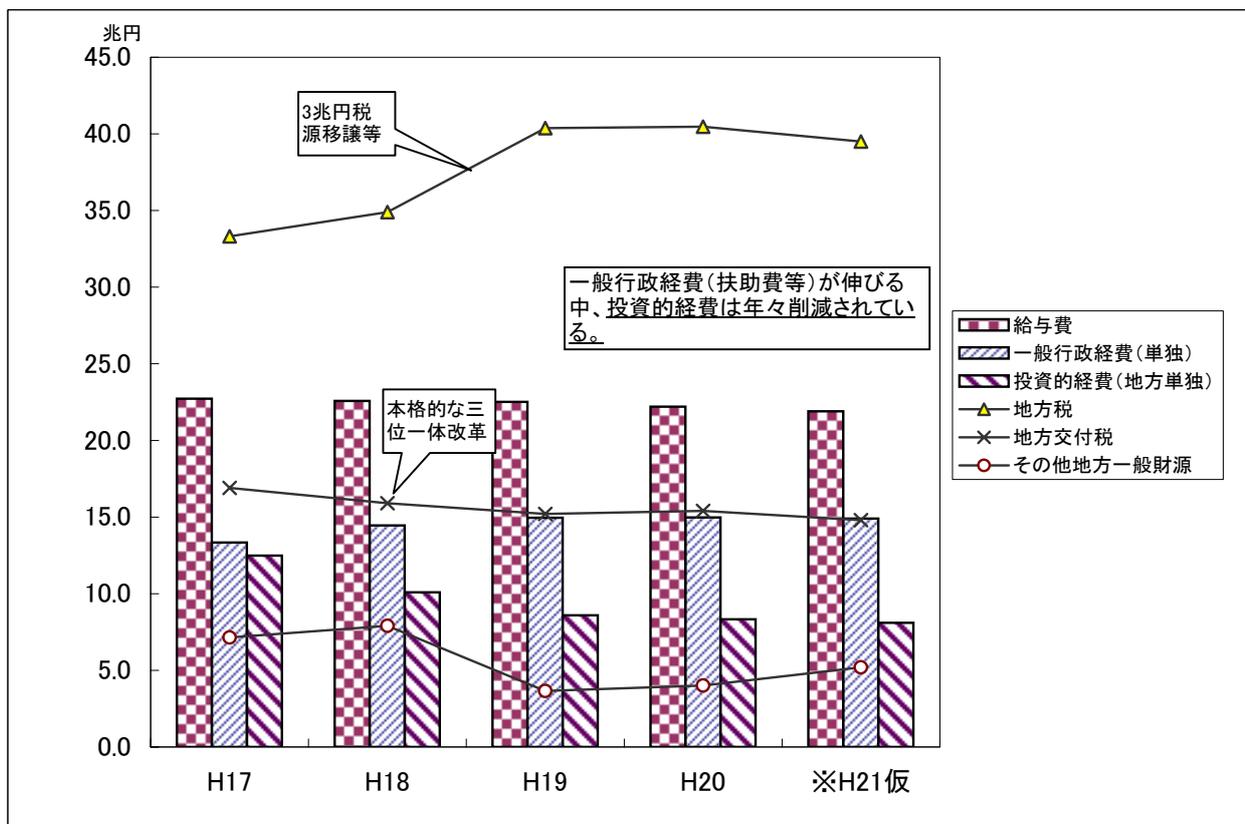
- ・一般歳出 ……47兆8,417億円（ ” 1.2%増）
- ・国債費 ……22兆4,417億円（ ” 1.1%増）
- ・地方交付税等……15兆8,492億円（ ” 1.5%増）

3. 財務省基本方針

平成21年度予算は、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革の3年目に当たる。これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。特に重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応する。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

地方財政計画の推移（兆円）

		H17	H18	H19	H20	※H21仮	H20→ H21仮
歳出(棒)	給与費	22.7	22.6	22.5	22.2	21.9	-1.4%
	一般行政経費(単独)	13.3	14.5	15.0	15.0	14.9	0.0%
	投資的経費(地方単独)	12.5	10.1	8.6	8.3	8.1	-3.0%
歳入(折れ線)	地方税	33.3	34.9	40.4	40.5	39.5	-2.3%
	地方交付税	16.9	15.9	15.2	15.4	14.8	-3.9%
	その他地方一般財源	7.1	7.9	3.7	4.0	5.2	
地方財政計画の規模		83.8	83.2	83.1	83.4	82.8	-0.8%



※H21仮は、総務省「平成21年度地方財政収支の8月試算」による

H20→H21仮の変動内容

- ・ 社会保障費の増を見込む一方、公債費は近年の投資的経費の抑制を踏まえ減で見込み、給与費や投資的経費を厳しく削減し、地方財政計画の規模は0.8%減の82.8兆円で見込んでいる。
- ・ 歳入は地方税に地方交付税等を加えた一般財源総額を0.6%減と見込み、特に地方交付税は3.9%減となっている。

●H21～23財政推計の状況(一般財源ベース)

(政策経費充当可能額の推計状況について)

(単位:百万円)

	H20 財政計画	H21 推計	伸び率	H22 推計	伸び率	H23 推計	伸び率
市税等	39,934	38,296	-4.1%	38,686	1.0%	39,512	2.1%
地方交付税等	21,329	20,506	-3.9%	20,075	-2.1%	19,541	-2.7%
その他	8,925	8,786	-1.6%	8,795	0.1%	8,859	0.7%
歳入一般財源計(A)	70,188	67,588	-3.7%	67,556	0.0%	67,912	0.5%
人件費	19,037	19,392	1.9%	19,929	2.8%	19,349	-2.9%
扶助費	8,262	8,666	4.9%	9,090	4.9%	9,458	4.0%
公債費	11,450	11,394	-0.5%	11,995	5.3%	12,667	5.6%
義務的経費(B)	38,749	39,452	1.8%	41,014	4.0%	41,474	1.1%
差引(A-B)	31,439	28,136	-10.5%	26,542	-5.7%	26,438	-0.4%
主要4基金繰入 (財政計画)	3,200	2,500	-21.9%	2,500	0.0%	2,500	0.0%
小計(政策充当可能額)	34,639	30,636	-11.6%	29,042	-5.2%	28,938	-0.4%
対H20増減		-4,003	-11.6%	-5,597	-16.2%	-5,701	-16.5%

主要4基金繰入 (決算時の見込)	700	0	0	0
---------------------	-----	---	---	---

